

## 報告4 ふれあいタクシーのプロポーザルについて

### 1. ふれあいタクシーの現在の協定状況

協定締結日：平成27年10月1日

協定期間：3年間（平成30年9月30日まで）

協定先：岐阜交通東部株式会社（平成29年4月1日に岐阜交通株式会社より事業承継）

### 2. 次回協定に向けた流れ

ふれあいタクシー導入以降、継続的に利用者も見られるほか、様々な利用促進や利便性向上の取り組みを実施しており、現行の運行体制を基本にプロポーザルを実施予定。

プロポーザルの実施要綱、仕様内容については今後、協定者である市にて作成、決裁予定。

仕様内容については、現行の運行体制（予約締め切り時間や確保車両数、運賃、提供サービス内容等）を維持した上で、事業者提案を求めるものとする。

### 3. スケジュール案

平成30年2月中旬 プロポーザルに関する説明会  
質疑受付

平成30年2月下旬 参加意思表示提出締切

平成30年3月初旬 提案書提出  
審査会開催

平成30年3月下旬 審査結果通知

### 4. その他

- ・プロポーザルについては公募型とし、ウェブサイト等にて募集予定。
- ・協定期間は、現行協定期間終了後の平成30年10月1日から3年間とする。
- ・採択された事業者提案内容等により、公共交通会議での協議事項が発生した場合には、適宜、協議会の開催によりその可否を協議するものとする。
- ・審査結果通知後から新協定締結までの期間を準備期間とし、現行協定先の事業者と調整の上、提供サービスに支障が出ないよう新協定における運行準備を行う。